

(仮称)宮城県教育振興基本計画  
(答申中間案)

宮城県教育振興審議会



# 目 次

## はじめに

### 第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 策定の方法	1

### 第2章 本県教育の現状

1 本県教育を取り巻く社会の状況	2
2 本県教育の課題	4

### 第3章 本県教育の目指す姿

1 目指す姿	12
2 計画の目標	13

### 第4章 施策の展開

1 施策の全体体系	14
2 施策の基本方向	
基本方向 1 確かな学力と自立する力の育成	16
基本方向 2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成	17
基本方向 3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進	18
基本方向 4 信頼され魅力ある教育環境づくり	19
基本方向 5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり	20
基本方向 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	21
3 重点的取組	23
重点的取組 1 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長	24
重点的取組 2 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進	26
重点的取組 3 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援	28
重点的取組 4 健康な体づくりと体力・運動能力の向上	30
重点的取組 5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育	32

重点的取組 6	教員が学び続けるための体系的な研修	34
重点的取組 7	開かれた学校づくりの推進	36
重点的取組 8	親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり	38
重点的取組 9	地域と学校の協働による学校支援の仕組みづくり	40
重点的取組10	地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進	42
重点的取組11	生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実	44

## 第5章 計画の推進

1	計画の推進に向けた施策の在り方	46
(1)	アクションプランの策定	46
(2)	PDCAサイクルによる進行管理	46
2	関係機関・関係団体等との連携	46
(1)	市町村教育委員会との連携	46
(2)	地域や企業、民間団体等との連携	46
(3)	県の関係部局の連携	47
(4)	国への働きかけ	47
3	県民総がかりによる教育施策の展開	47

## 資料

1	策定経過	
(1)	諮問	50
(2)	審議経過	51
(3)	宮城県教育振興審議会委員名簿	52
(4)	教育振興審議会条例	53
2	教育に関する県民意識調査について	
(1)	調査の概要	54
(2)	集計結果（概要）	55

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 策定の趣旨

宮城県では、本県教育行政の基本目標、基本理念である教育基本方針を定め、その方針の実現に向けた取組の基本的な方向性を示す「みやぎ新時代教育ビジョン(平成9年3月策定)」、「宮城県生涯学習振興計画(平成18年3月第三次計画)」及び「宮城県スポーツ振興基本計画(平成14年12月策定)」等を策定し、それらに基づき時代の変化に対応した施策を展開し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、全国と同様に、本県においても、人口減少社会の到来やそれに伴う少子高齢化の急速な進展、さらには、知識基盤社会・情報化社会及び国際化の進展、さらには地球環境の持続性を脅かす環境問題の深刻化などの大きな社会変化の中で、これからの社会を支え、未来を創造する「人づくり」の必要性がこれまで以上に求められ、教育に対する期待と要請がますます高まっています。

このような中で、学校教育の方向性を示す基本計画として策定した「みやぎ新時代教育ビジョン」も策定後10年あまりを経過し、当初想定されていた見直しの時期に入ったこと、また、教育基本法が改正され、新しい教育の理念が示されるとともに、地方公共団体においても教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することが求められたこと、さらには、分野別の計画はそれぞれあるものの、本県教育行政の総合的、体系的な計画がこれまでなかったことなどから、このたび、本県における教育を総合的、かつ、計画的に進めていくための教育振興基本計画(以下「本計画」という。)を策定することとしたものです。

### 2 計画の位置づけ

宮城県では、平成19年3月に、本県の将来のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先して取り組むべき施策を明らかにするための「宮城の将来ビジョン」を策定しました。本計画は、この「宮城の将来ビジョン」との一体性に配慮しながら、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿を明確に示し、講ずべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

また、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置づけられるものです。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

なお、本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定します。

### 4 策定の方法

本計画の策定に当たっては、本県教育の振興に関する施策の総合的な計画であることを踏まえ、知事及び教育委員会の附属機関として設置された「宮城県教育振興審議会」に諮問するとともに、県民の意見を計画に反映するため、県民約4,600名を対象とした県民意識調査や県内7カ所での意見聴取会を実施しました。

また、本計画の対象は教育委員会所管の事務事業と知事部局所管の事務事業を包含することから、知事を本部長とし、教育長を含む関係部局長からなる「宮城県教育振興基本計画策定本部会議」での検討を経ながら策定を進めました。

## 第2章 本県教育の現状

### 1 本県教育を取り巻く社会の状況

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進展

- ・ 近年の少子化により人口減少が進み、いわゆる人口減少社会が到来しました。また、今後は高齢化を反映し自然減の増加が見込まれることから、この傾向は一層進むと考えられます。
- ・ 本県の人口は平成16年1月末の237万人をピークに減少に転じ、平成20年末現在で233万人となっており、5年連続で減少しています。また、児童生徒数についても、小学校では昭和59年度、中学校では昭和63年度、高校では平成4年度を境に減少しています。
- ・ 児童生徒数の減少は、学校規模の減少、部活動の縮小化、交友関係が限られ社会性が育ちにくいなど様々な影響が懸念され、その対応が求められます。

#### (2) 国際化の進展

- ・ 経済活動のグローバル化の進展等により、国際競争が激しさが増すと同時に、国内外の人々との交流の機会が増えるなど、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速しています。
- ・ 本県の外国人登録者数は、平成8年12月末の10,152人から平成20年12月末には16,091人に増加しています。また、貿易額（輸出入額）も平成8年の約4,257億円から平成20年には約1兆1,050億円になるなど、海外とのビジネスも増加しています。
- ・ こうした社会・経済のグローバル化の中で、他国の文化を理解する姿勢の育成と自らが住む地域の伝統・文化の理解を深めることが重要となっており、国際的視野を持ち、世界に通用する人材の育成が急務です。

#### (3) 高度情報化の進展

- ・ インターネットや携帯電話の普及、地上デジタル放送の本格化など急速に進む情報・通信技術の進歩は、生活の利便性の向上とともに、産業や社会生活の在り方も大きく変化させています。
- ・ 本県のブロードバンド契約数は、平成14年3月の42,241件から平成21年3月には481,052件（世帯普及率54.0%）、携帯電話・PHS加入契約数も平成9年3月の483,377件（普及率20.8%）から平成21年3月には1,928,987件（普及率82.8%）とともに急増しています。
- ・ 知識・情報等が社会・経済活動の基盤としての重要性を増す中で、必要な情報を識別・活用する能力等を身に付け、高度情報化に対応した人材が必要となっています。
- ・ また、利便性・有用性の一方で、情報の氾濫、個人情報流出、インターネットを悪用した犯罪など、新たな問題も生じており、情報セキュリティや情報モラル等の対応が求められています。

#### (4) 労働環境の変化

- ・ 雇用条件の規制緩和等を背景に企業の雇用形態が変化し、パート・アルバイト・契約社員・派遣社員等の非正規就業者が増大するなど、労働環境が大きく変化しています。

- ・ 本県でも平成9年には全雇用者の21.6%だった非正規就業者が平成19年には33.7%に増加しています。このうち、いわゆるフリーターは、平成19年に15歳～34歳人口の7.8%を占め、全国平均よりも1.9%高くなっています。
- ・ また、本県の新規高卒者の1年以内の離職率は、平成19年3月で23.6%と全国平均より2.1%高くなっています。
- ・ これらの原因の一つとして、若者の目的意識の希薄さが指摘されるところであり、地域産業界の協力も得て、勤労観・職業観の涵養をはじめ、自らの在り方・生き方を考える教育の必要性が高まっています。

#### (5) 環境問題の深刻化

- ・ 地球温暖化が急速に進み、二酸化炭素等温室効果ガスの排出量削減が喫緊の課題となるなど、環境を脅かす問題が大きな課題となっています。
- ・ 本県でも、温室効果ガスの排出量が平成7年の19,991千t-CO<sub>2</sub>から平成17年には22,340千t-CO<sub>2</sub>と10年間で11.8%増加しています。また、その間の構成比を見ると、運輸部門、産業部門が減少または横ばいである一方、家庭を含む民生部門が増加しています。
- ・ 持続可能な社会の構築を目指して、一人一人が日々の生活の中で強く「環境」を意識していくことが大切となっており、教育の果たす役割も重要となっています。

#### (6) 家庭や地域の変化

- ・ 少子化、共働き化や核家族化の進行、都市化の影響等により、親世代の価値観の変化等による家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化が指摘され、子どもが育つ生活環境が大きく変化しています。
- ・ こうした中で、家庭、学校、企業、地域との連携を図りながら、社会全体での子どもの安全・安心の確保や子育てを行う親への支援などが求められています。

#### (7) 分権型社会の進展と厳しい財政状況

- ・ 「平成の大合併」と呼ばれる全国規模の市町村合併の推進に伴い、本県でも市町村数が平成15年3月末の71市町村から平成21年9月現在で35市町村となっています。
- ・ 分権型社会への移行に伴い、自治体自らが主体的に地域の在り方を考え、行動することが求められています。一方、各自治体の厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、最小のコストで最大の効果を発揮できる体制づくりが求められています。
- ・ 学校や教員のみならず、家庭や地域社会、経済界やNPO等地域に存在する多様な教育資源を十分に活かしながら、効果的、効率的に教育行政を進め、次代を支える人づくりに取り組んでいくことが重要となっています。

#### (8) 国の教育行政の動向

- ・ 平成18年12月、教育基本法が改正され、公共の精神に基づく社会への参画や伝統・文化の尊重などが教育の目標として新たに盛り込まれるとともに、平成19年6月には学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律など関連法においても様々な改正が行われました。
- ・ また、平成20年3月の幼稚園教育要領及び小学校・中学校の学習指導要領の改訂に続き、平成21年3月には高等学校学習指導要領と特別支援学校学習

指導要領の改訂も行われたところであり、国の教育改革の動向を踏まえた適切な対応が求められます。

## 2 本県教育の課題

### (1) 子どもたちの状況

#### ① 学力について

- 文部科学省が平成19年度から実施している「全国学力・学習状況調査」から、本県の児童生徒の学力状況をみると、小学生の平均正答率は、いずれの教科において全国平均を下回っていますが、学んだことを活用する力は全国平均に近づく結果となっています。また、中学生の平均正答率については、平成19年度の調査ではすべての教科において全国平均を下回っていましたが、平成21年度の調査においては、数学の基礎的・基本的な内容では全国平均を下回っているものの、その他の教科では全国平均を上回っています。
- 今後、調査結果を踏まえながら、市町村教育委員会と連携を図り、教員の教科指導力向上や児童生徒の学習習慣の形成、教育環境基盤の充実を図ることにより、「確かな学力」の定着を図る必要があります。

◇全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果（％）

			「知識」に関するA問題		「活用」に関するB問題	
			宮城県平均 正答率	全国平均と の比較	宮城県平均 正答率	全国平均と の比較
小学校	国語	H21	67.4	-2.5	49.8	-0.7
		H20	64.2	-1.2	49.2	-1.3
		H19	80.6	-1.1	61.0	-1.0
	算数	H21	77.5	-1.2	54.0	-0.8
		H20	71.3	-0.9	50.4	-1.2
		H19	81.1	-1.0	61.4	-2.2
中学校	国語	H21	78.1	+1.1	76.4	+1.9
		H20	73.8	+0.2	61.8	+1.0
		H19	80.8	-0.8	71.0	-1.0
	数学	H21	62.1	-0.6	57.7	+0.8
		H20	61.4	-1.7	49.1	-0.1
		H19	70.3	-1.6	59.4	-1.2

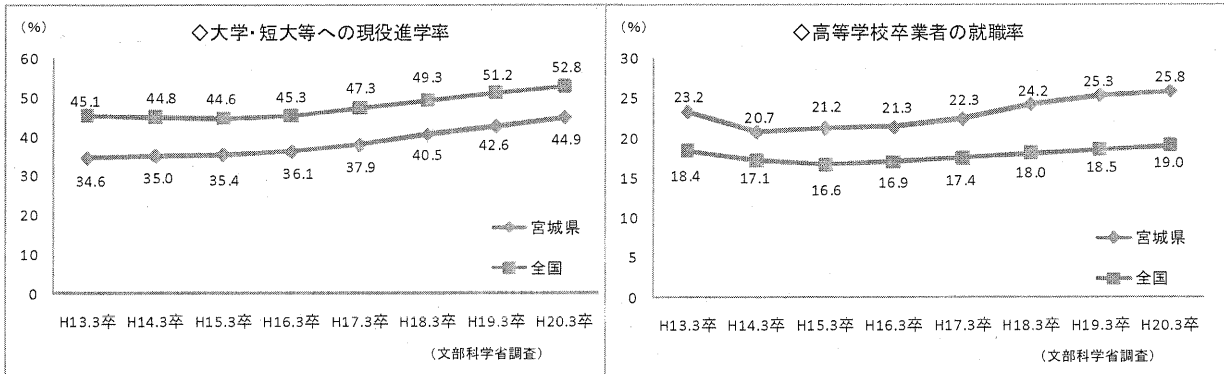
(文部科学省資料)

#### ② 高等学校卒業生の進路について

- 本県における現役の大学進学率は一貫して上昇を続け、ここ数年は大きく上昇し、平成20年3月卒業生では44.9%となっていますが、全国平均に比べ低い状況にあります。
- 高校生の就職率については、平成13年度を底として増加に転じており、平成20年3月卒業生の就職率は25.8%と全国平均より高くなっていますが、新規高校卒業生の早期離職率は、全国平均より高い水準で推移しています。さらに、ニート、フリーターと呼ばれる若者の数は、やや減少傾向にあるものの依然高い水準にあります。



- 今度、経済情勢の見通しが困難な中で、進学・就職を問わず、児童生徒が自己理解を深め主体的に進路を選択・決定する能力や態度を養い、しっかりとした勤労観や職業観を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育が求められています。



### ③ 道徳・規範意識等について

- 社会における人間関係の希薄化や自然と触れ合う体験の不足から、子どもの命を大切にする心や規範意識、思いやりの心、感謝する心などが育ちにくくなっているとの指摘がなされています。
- 本県が平成20年9月に実施した「教育に関する意識調査」において、これからの社会にはどのような人が必要かという設問に対し、「社会のルールを守り、正義や責任などの気持ちをしっかり持つ人」、「よりよい人間関係をつくるコミュニケーション能力があり、人と協力してものごとにあたる人」と答えた人が多くなっています。
- 多様な社会体験・自然体験や読書活動等を通じて、人間関係を形成する上で基本となる規範意識、命を大切にする心、他者を思いやる心などを育てていくことが求められています。

◇道徳・規範意識に関する県民の意識

設問	
これからの社会には、どのような人がより必要だと思いますか。(3つまで選択)	
n=6,793	
選択肢	【回答数及び回答率】
社会のルールを守り、正義や責任などの気持ちをしっかり持つ人	1,230 18.1%
よりよい人間関係をつくるコミュニケーション能力があり、人と協力してものごとにあたる人	1,124 16.5%
自分で考え行動するなど、自立心をもつ人	1,021 15.0%
苦しさ・つらさなどに耐える力を持ち、ねばり強くものごとにあたる人	994 14.6%
未来のことや新しいことを考える力があり、社会をより良くしようとする人	603 8.9%
美しいもの、すばらしいことに感動する心を持ち、感じたこと考えたことを表現できる人	593 8.7%
豊かな心、すこやかな身体、高い教養をバランス良くあわせ持つ人	410 6.0%
地域の行事に積極的に参加するなど、地域を支えることに熱心な人	329 4.8%
いつも学びつづけ、自分を高める努力をする人	323 4.8%
文化・芸術、スポーツなどで活躍し、夢や感動をあたえる人	142 2.1%
その他・無回答・無効回答	24 0.4%

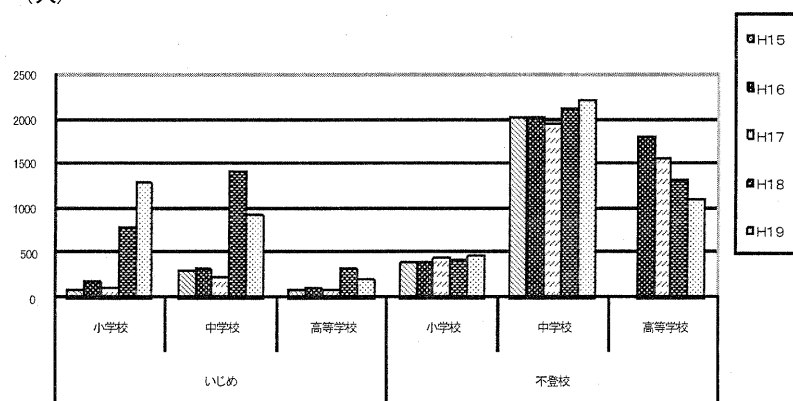
(平成20年度「教育に関する県民意識調査」(宮城県教育庁教育企画室資料))

④ いじめ・不登校等について

- ・ 本県にの児童生徒数に占める不登校の割合は、ここ10年間で小学校が約0.3%、高校が約2%で推移しているのに対し中学校は約2.5%から約3.2%に拡大している状況にあります。また、いじめについては、全国の発生率を上回っています。
- ・ 特に中学校における指導の充実が求められるとともに、問題行動の兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要であり、スクールカウンセラーの配置も含む教育相談活動の充実、学校・家庭・関係機関が連携した地域ネットワークの構築など、早期発見、早期解決に向けたきめ細かな対応や支援が求められています。

◇宮城県の児童生徒の問題行動等の状況

(人)



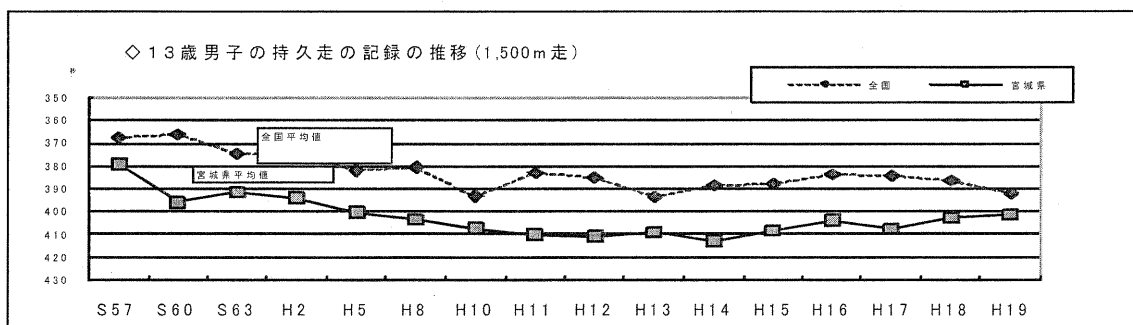
※ 発生件数はすべて本県の値

(文部科学省調査)

※ いじめの件数については、平成18年度調査から定義が見直され、発生件数から認知件数に変更されている。

⑤ 体力・運動能力について

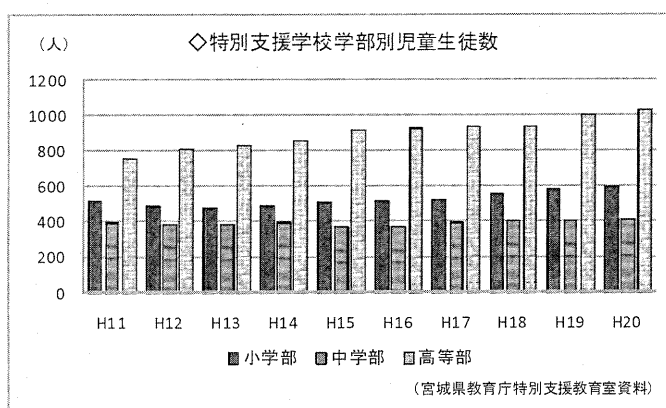
- ・ 本県の児童生徒は、体格の面では全国平均を上回っていますが、体力・運動能力については、全国と同様に低下傾向を示しています。近年やや回復の傾向が見られますが、全国と比較した場合、特に自分の体重を移動させる種目等で全国平均を下回っている状況にあります。また、肥満傾向児の出現率は全国平均より高くなっています。
- ・ このため、教育活動全体を通じ、児童生徒の運動・スポーツに対する意欲を喚起し、楽しさや喜びを味わいながら体力・運動能力を向上させることができる環境づくりや、食に関する指導など健康に関する教育を充実し、望ましい生活習慣の定着を図っていく必要があります。



(平成20年度体力運動能力調査)

## ⑥ 特別支援教育について

- ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒数は、平成11年度の1,749人から平成20年には2,125人と増加する傾向にあり、特に、知的障害特別支援学校高等部の生徒の増加が顕著であるなど、これらに対応した教育環境の整備が課題となっています。
- ・ また、平成19年4月に学校教育法が一部改正され、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う特殊教育から特別支援教育制度に移行したことにより、知的な遅れのない発達障害児等も対象とされました。そのため、障害の重度・重複化、多様化とともに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する児童生徒への対応も含め、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う体制が求められています。

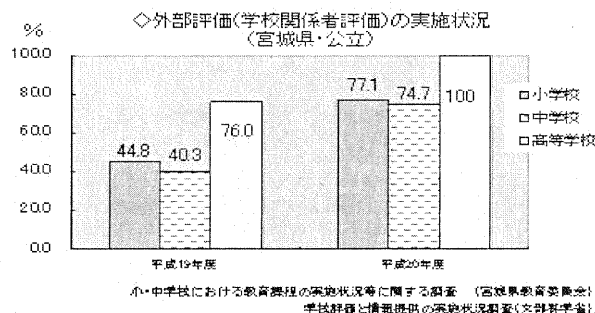


## (2) 学校の教育環境等の状況

### ① 教員について

- ・ 教員は、学校教育において最も重要な役割を担っており、子どもを取り巻く社会が変化の中で、様々な教育的課題に対応した実践的な指導力向上に向けて、採用、研修、評価、人事異動等の各段階を通じて総合的な資質向上を図る必要があります。また、団塊の世代が退職期を迎えることから、経験豊かな教員の優れた教育技術の蓄積が若い世代の教員に継承されるよう適切な対応が求められています。
- ・ 一方、社会の多様化・複雑化の中で、児童生徒の変化や保護者等からの期待の高まり等もあり、教員が多くの業務を抱えているという指摘があります。文部科学省の調査によれば、公立小・中学校教員の残業時間が増えて多忙感を感じている者が少なくない状況にあり、業務の見直しや教員の健康・保持も課題となっています。



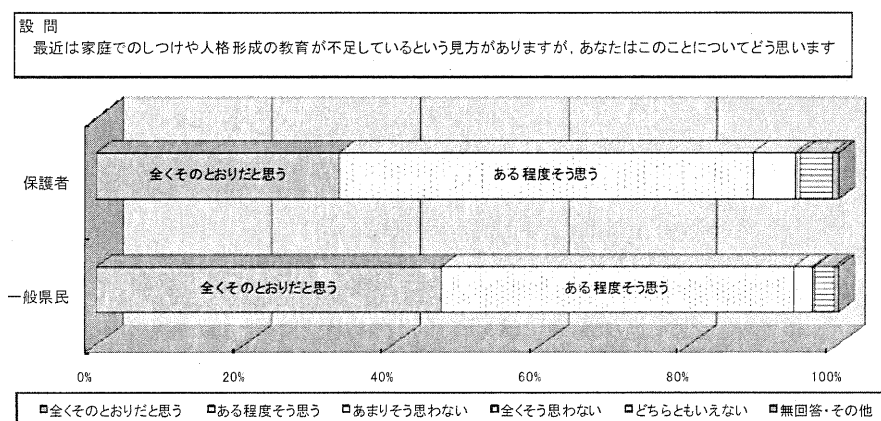


### (3) 家庭・地域の教育環境の状況

#### ① 家庭の教育環境について

- 家庭はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心を身につける基盤になるものです。しかし、近年、都市化、少子化、核家族化の進展など子どもを育てる家庭の環境が大きく変化しています。また、子育てに不安や負担を感じたり子どもへの接し方がわからない親が増加しているとの指摘があります。
- 本県が平成20年9月に実施した「教育に関する意識調査」においても、家庭での教育が不足していると感じるという回答が高い割合で見られます。こうした状況を踏まえ、家庭の子育てや親になるための「学び」や「育ち」を社会全体で支える仕組みづくりが求められています。

◇家庭教育に関する県民の意識



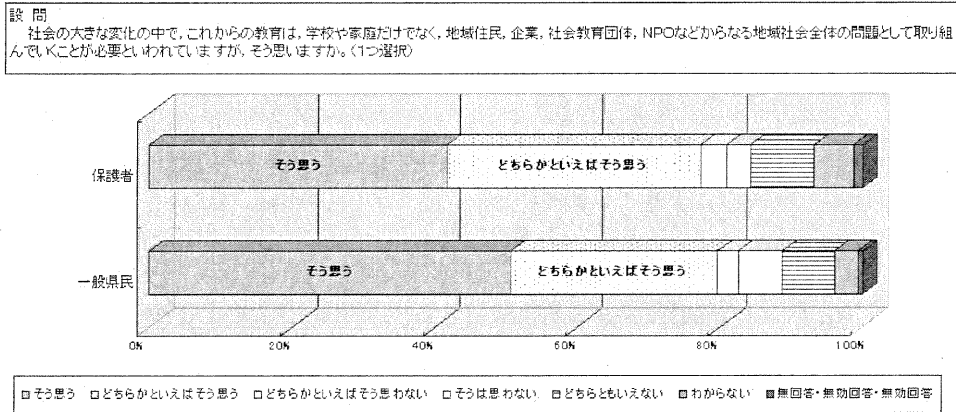
(平成20年度「教育に関する県民意識調査」(宮城県教育庁教育企画室資料))

#### ② 地域の教育環境について

- 地域社会は、集団のルール、社会性、規範意識、豊かな情操などを育む場として大きな役割を果たしてきましたが、都市化、核家族化の進展、地縁によるつながりの希薄化により地域の教育力の低下が指摘されています。
- 変化する社会の中で、自立する人間を育成するためには、地域社会を構成する各関係者(学校、家庭、社会教育団体、企業、NPO等)が協働し、子どもたちを育む仕組みを意識的に再構築していくことが必要です。

- ・ 地域の人材等これまで蓄積されてきた教育資源の活性化や、子どもたちの安全で安心な居場所づくりなど、学校、家庭、地域の連携を進めながら、地域の教育力を向上させることが求められています。

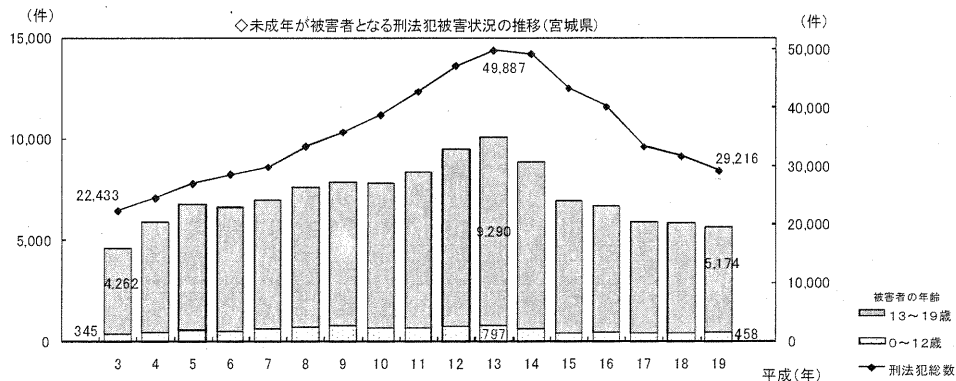
◇地域の教育に関する県民の意識



平成20年度教育に関する県民意識調査結果(宮城県教育委員会)より

### ③ 安全・安心の確保について

- ・ 子どもの安全・安心については、通学時等における安全の確保に努めてきましたが、近年、他県においては、学校に不審者が侵入して子どもや教職員の安全を脅かす事件や、通学路で子どもに危害が加えられる事件等が発生しています。
- ・ また、情報化の急速な進展により、児童生徒の生活の中に携帯電話等が深く入り込んでいる実態があり、携帯電話やインターネット等を通じた有害サイトによる犯罪等や携帯電話等を使ったいじめが発生するなど、社会の変化に対応した子どもの安全・安心の確保に向けて、学校・保護者のみならず、地域社会や関係機関が一体となって取り組むことが重要となっています。



### (4) 生涯学習・文化芸術・スポーツの状況

#### ① 生涯学習・文化芸術について

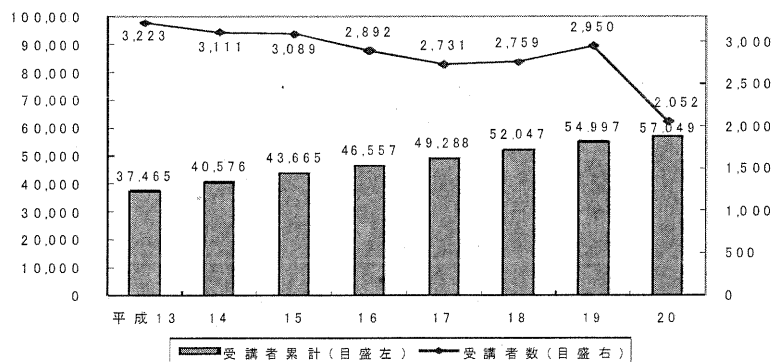
- ・ 生涯学習の事業として実施している「県民大学」の受講者は、ここ数年、

3,000人弱で推移しています。また、県図書館の平成20年度の貸出総冊数は約92万冊であり、ここ数年約90万冊で推移しています。

- ・ 変化する社会の中で、県民一人一人が、生涯を通じて充実した生活を送り、自己実現を図っていくためには、学校教育の期間のみならず、ライフステージに応じて「いつでも、どこにいても」学び、文化芸術活動を楽しむ環境が重要となっています。
- ・ 社会教育施設は、生涯学習・社会教育のネットワークの拠点であり、地域社会や産業界の要請に応じた学習を提供するなど学習活動を充実させるほか、その成果を活用し地域の教育力を向上させる役割が求められています。

◇みやぎ県民大学受講者数の推移

(人)



(宮城県教育庁生涯学習課資料)

## ② スポーツについて

- ・ スポーツについては、特に近年、健康・体づくりに対する意識が高まっており、本県成人の週1回以上スポーツ実施率は、平成13度の14.6%から平成18年には30.8%（散歩を除く）に上昇しています。また、地域の人々が「いつでも」、「だれでも」気軽にスポーツを楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」が県内15市町27箇所設置されていますが、県民の誰もが身近で気軽にスポーツを楽しむ機会の充実に向け、さらに設置の促進が望まれます。
- ・ また、スポーツは県民に夢と感動を与える役割も期待されており、国民体育大会における上位成績の維持と国際的なスポーツ競技会等で活躍できる人材の育成が求められています。

◇宮城県の総合型地域スポーツクラブ設立状況

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
設立クラブ数	0	2	6	6	2	3	5	2
累計	1	3	9	15	17	20	25	27

※総合型地域スポーツクラブ：  
地域の人たちが主体的に運営するクラブで、複数の種目が用意され、だれもが参加できるスポーツクラブ。

(宮城県教育庁スポーツ健康課資料)

### 第3章 本県教育の目指す姿

#### 1 目指す姿

国際化や高度情報化の進展、少子高齢化の進行など大きく変化しつつある社会にあって、各個人が自立した一人の人間として力強く生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能や主体的に判断・行動する資質や能力を確実に身につけていかなければなりません。また、他人を思いやる心、人を尊敬する心、正義感や公正さを重んじる心、自然や美しいものに感動する心などの豊かな人間性を育むとともに、自らの適性を的確に把握し、社会の中で自らが果たすべき役割を将来にわたって展望し、その実現に向けて自らを磨き高めていく姿勢を身につけることが一層求められています。

このような子どもたちを育てていくためには、学校、家庭、<sup>きずな</sup>地域が強い絆で結ばれ、一体となって子どもの教育に取り組むことが必要です。

子どもたちの教育に関して、心身の発達に応じて体系的・組織的な教育を行う公的な機関である「学校」、教育の全ての原点であり、豊かな情操や基本的生活習慣、基本的倫理観、他人への思いやりや信頼感、学習の基盤となる意欲や態度等を育む「家庭」、異なる世代の様々な人々との交流をとおして、社会性、職業・勤労観や規範意識を涵養する「地域」は、それぞれが他では代替しがたい役割を担っており、それぞれが持つ力を結集し、相互に協力しながら取り組む必要があります。

さらに、こうした子どもたちを育む地域社会は、一人一人が生涯にわたって学び続け、潤いのある文化を守り育むとともに、学んだ成果を通じながら多様な交流が行われる場であることが望まれます。

こうしたことから、次のように本県教育の目指す姿を掲げます。

#### 【目指す姿】

本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で次のような姿が実現することを目指すものとします。

学校・家庭・<sup>きずな</sup>地域の強い絆のもとで、未来を担う高い志を持った心身ともに健やかな子どもが育っています。

そして、人々の生涯にわたる多様な学びと交流の中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。



## 2 計画の目標

本県教育が10年後に目指す姿の実現に向けて、具体的には、次の4つを本計画の目標として取り組んでいきます。

- (1) 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

高度情報化や経済活動のグローバル化の一層の進展により、これからの社会は、これまで以上に変化の激しいものになることが見込まれます。

そうした変化の中でたくましく生き抜くためには、高度な知識や技能を身に付けるとともに、自らの適性を的確に把握し、社会の中で自らが果たすべき役割を将来にわたって展望し、その実現に向けて強い意志をもって自立的に行動できる人づくりを進めます。

- (2) 次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育む。

人間は、社会を構成する一員として、互いを尊重し、社会の中で共に支え合い、助け合いながら生きて行くことが必要です。

歴史の中で生きてきた先人や年長者を尊ぶ心を醸成し、これまで積み重ねてきた文化や規範を尊重するとともに、思いやりや助け合う心を持ち、他者と良好な関係を築きながら明日の社会を支えていく人づくりを進めます。

- (3) 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

教育の原点は家庭にあり、家庭において基本的な生活習慣や自立心を育むとともに、地域が家庭を支え、その基盤の上で、学校教育において体系的な知識・技能を修得し、集団生活の中で社会性を育むことができるものです。上記の二つの人づくりの目標を実現するため、学校・家庭・地域のそれぞれの教育力を充実させるとともに、相互に連携する仕組み作りを行い、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくっていきます。

- (4) 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

少子高齢化の進行や科学技術の高度化、高度情報化の進展の中で、生涯を通じて健康で生きがいある生活を送り、それぞれの自己実現を図ることができる多様な学習・活動の機会が求められています。

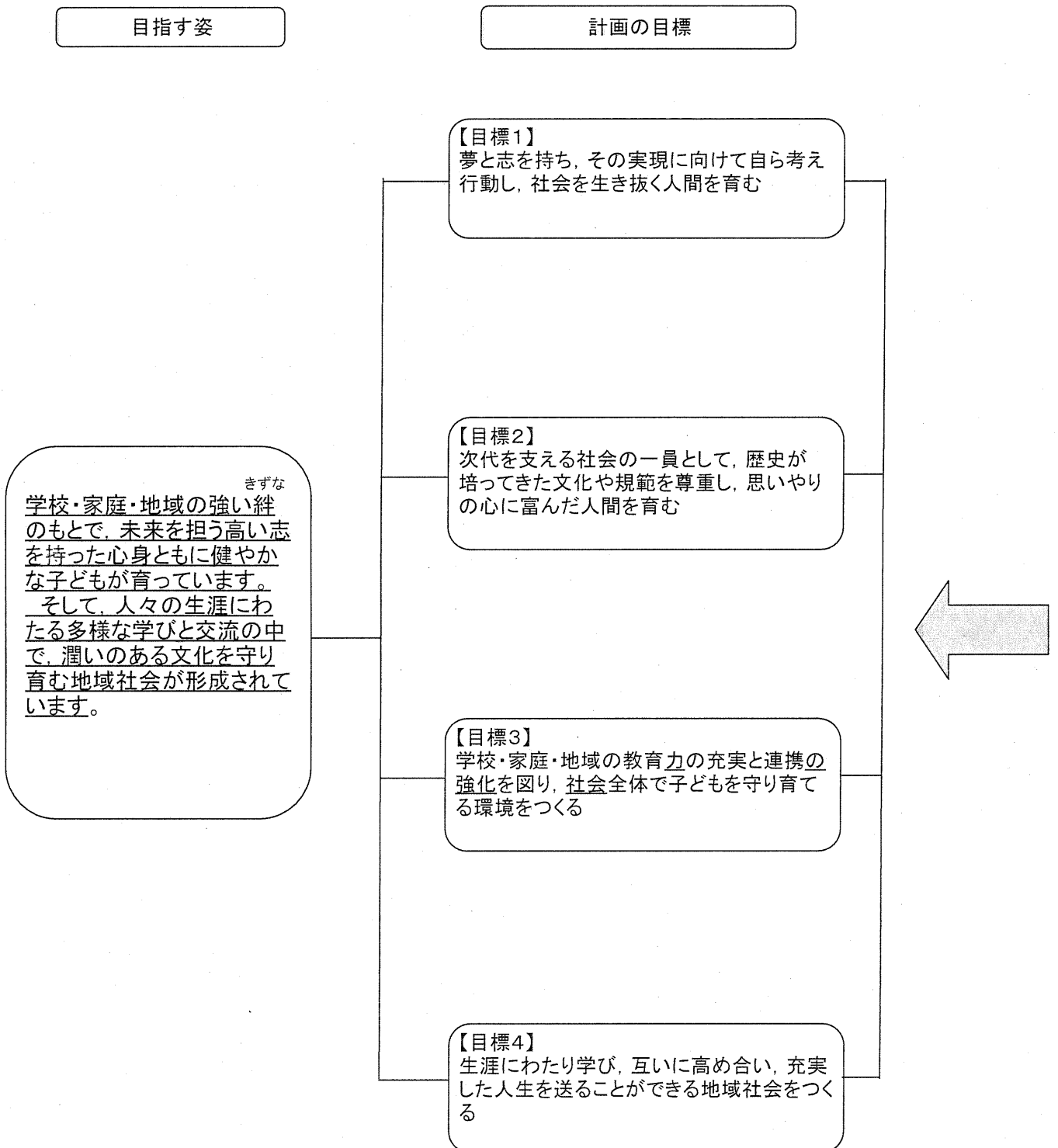
また、社会の変化の中で、生活に必要な知識・情報・技術等も変化しており、常に充実した生活を送れるよう、生涯にわたり学び続けることができ、互いに高め合える地域社会をつくっていきます。

## 第4章 施策の展開

### 1 施策の全体体系

本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と4つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を6つの「基本方向」に分け、全部で26の取組を実施します。また、そのうち11の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。



施策の基本方向と実施する施策

本県教育の課題

【基本方向1】  
確かな学力と自立する力の育成

- 1 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長  
〈重点的取組1〉
- 2 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進  
〈重点的取組2〉
- 3 幼児教育の充実
- 4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
- 5 時代の要請に応えた教育の推進

- 学力について：  
全国学力・学習状況調査の結果、全国と比べやや低い。家庭学習の習慣等が課題
- 高等学校卒業生の進路について：  
大学進学率は全国よりも低い。経済情勢の見通しが難しい中で職業意識や勤労観の醸成が求められる

【基本方向2】  
豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

- 1 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援  
〈重点的取組3〉
- 2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上  
〈重点的取組4〉
- 3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成
- 4 食に関心を持ち、元気な子どもの育成
- 5 心身の健康を保つ学校保健の充実

- 道徳・規範意識等について：  
子どもたちの社会体験や自然体験の不足が指摘される中で、豊かな人間性を育む教育が必要
- いじめ・不登校等について：  
いじめ・不登校の発生状況は全国と比べ高い状況にある。相談体制の充実、関係機関とのネットワーク等を通じた支援が必要
- 体力・運動能力について：  
運動能力は長期的に低下しており、全国と比較しても低く、また、肥満傾向児も多い状況にある。運動・スポーツの意欲喚起に向けた環境づくりと食育等の取組が必要

【基本方向3】  
障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

- 1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育  
〈重点的取組5〉
- 2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

- 特別支援教育について：  
特別支援教育への移行により、発達障害等を含む一人一人に即した教育が必要。特別支援学校生徒数の増加に対応した環境整備が求められている

【基本方向4】  
信頼され魅力ある教育環境づくり

- 1 教員が学び続けるための体系的な研修  
〈重点的取組6〉
- 2 開かれた学校づくりの推進  
〈重点的取組7〉
- 3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システム
- 4 教職員を支える環境づくりの推進
- 5 県立高校の改革の推進
- 6 学習環境の整備充実
- 7 私学教育の振興

- 教員について：  
児童生徒を取り巻く環境の変化の中で、教員の指導力向上に向けた不断の取組が求められる
- 学校運営について：  
信頼される学校づくりは学校評価の実施と公表が必要。現在は全学校で自己評価を実施しているが、今後学校関係者評価等さらなる改善が必要

【基本方向5】  
家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

- 1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり  
〈重点的取組8〉
- 2 地域と学校の協働による学校支援の仕組みづくり  
〈重点的取組9〉
- 3 子どもたちの体験活動の推進

- 家庭の教育環境について：  
都市化、少子化等により家庭の教育力の低下が指摘されている。家庭や親を社会で支える仕組みが必要
- 地域の教育環境について：  
都市化、核家族化の進展等により地域の教育力の低下の指摘。地域の人材の活用など、社会全体で連携した取組が必要
- 安全・安心の確保について：  
近年、交通事故のほか、子どもの安全を脅かす事件の発生や携帯電話等を通じた新たな問題が生じていることから、地域全体で社会の変化に対応した子どもの安全・安心対策が必要

【基本方向6】  
生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

- 1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進  
〈重点的取組10〉
- 2 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実  
〈重点的取組11〉
- 3 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実
- 4 文化財の保護と活用

- 生涯学習・文化芸術について：  
社会の要請に応じた学習機会の量的・質的充実と成果を活用する仕組みが必要。社会教育関係者・関係機関の横断的ネットワークの構築が必要
- スポーツについて：  
県民が気軽にスポーツを楽しむために、「総合型地域スポーツクラブ」等の組織の充実と質の高い指導者の養成が必要

※ 実施する施策のうち、網かけ部分は重点的取組

## 2 施策の基本方向

### 基本方向1 確かな学力と自立する力の育成

本県の児童生徒の「学力向上」を本県教育における重要課題と位置付け、学ぶ意欲を育み、基礎的・基本的な知識・技能のさらなる伸長を図るとともに、学んだことをもとに、主体的に考え、判断し、課題を解決する力の育成に取り組んでいきます。

児童生徒の発達段階に応じた勤労観や職業観を涵養し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成する取り組みを進めていきます。

生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児教育の重要性が高まっていることから、幼稚園や保育所等における就学前の教育の充実や小学校との円滑な接続等に向けた取組を進めます。

また、国際理解、環境問題、情報化、福祉など、今日的課題に関する学習を通して、激しく変化する社会を生き抜くための力を育成していきます。

#### (1) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長（重点的取組1 P24～25）

- ・ 教員の一層の資質向上を図るとともに、家庭や地域と連携し基本的生活習慣や学習習慣の定着に取り組めます。さらに、児童生徒の学習状況の把握と学校の学力向上に向けた取組などを推進し、児童生徒の確かな学力の定着を図ります。

#### (2) 小・中・高等学校を通じた「<sup>こころざし</sup>志教育」の推進（重点的取組2 P26～27）

- ・ 児童生徒が、将来、社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるため、地域や企業と連携しながら、小学校から高等学校の教育活動全体を通じ常に人間としての生き方を考えながら学びに向かうよう促す「志教育」を推進します。

#### (3) 幼児教育の充実

- ・ 幼児期の教育の質を高めるため、新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づいた教育・保育を着実に進めるとともに、幼稚園教員や保育所保育士の研修により資質の向上を図ります。また、保護者の家庭教育支援にも配慮しながら、幼稚園・保育所・小学校三者間の連携と交流を促進し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。
- ・ 人格形成の基礎となる人と関わる力や思考力、感性や表現力などを育むために、様々な人やものとの関わりを通じた多様な体験が重ねられるような教育を推進します。

#### (4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

- ・ 我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習等を通じて、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。
- ・ 他国の文化や生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための能力や態度を育成するため、教員研修の充実や外国語指導助手の適切な配置等による小学校段階からの外国語活動を行い、国際理解の推進と児童生徒のコミュニケーション能力向上に向けた教育を推進します。

#### (5) 時代の要請に応えた教育の推進

- ・ 高度情報化社会に対応できるよう、ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した学習活動を展開し、発達の段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報活用のルールやセキュリティなど情報モラル教育を推進します。
- ・ 宮城の豊かな自然を生かした体験活動等を通じて、人間と環境のかかわりについて理解を深め、生命を尊重し自然を愛する心を育む、地域に根ざした環境教育を推進します。また、環境問題を自らの問題として環境に配慮した行動を進んでとれるような態度を養います。

## 基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

本県の豊かな自然・風土や多彩な歴史・文化などの教育資源を活用した体験活動を通して、命を大切に作る心や社会的規範意識、美しいものや自然に感動する心を育てることに取り組んでいきます。

様々な学習活動において子ども同士や教員との「会話」や「触れ合い」を重視することにより、人と積極的に交わりながら、学ぶ喜びや楽しさを味わい、コミュニケーション能力を身に付け、人を思いやる心等社会の中で他者と協調しながら、共に生きる実践的な態度や資質を育成していきます。

いじめ等の問題行動を解消するため、学校・家庭・関係機関が連携する体制づくりに取り組んでいくとともに、登校へ向けた支援体制の充実を図ります。

また、生涯にわたり健康・安全で活力ある生活を送るための基礎的な体力・運動能力の向上を図り、自然災害などの危機を乗り越える知識能力を養います。

### (1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援（重点的取組3 P28～29）

- ・ 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成するため、様々な体験活動を推進し規範意識等の醸成やコミュニケーション能力の育成を図ります。
- ・ いじめや不登校等への対応に向けて教育相談活動の充実を図ります。また、不登校などの支援を必要とする児童生徒へは、関係機関が連携したネットワークを構築し、学校復帰へ向けた多様な支援に取り組めます。

### (2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上（重点的取組4 P30～31）

- ・ 子どもたちが、日常生活において外遊びなど体を動かす機会が増えるよう、子どもたちがスポーツに親しみ、自ら身体を動かそうという意欲を引き出す取組を進めていきます。
- ・ 専門的な指導力を有する地域の人材を積極的に活用するなど、地域と連携した学校体育・運動部活動に取り組めます。

### (3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成

- ・ 周期的に発生する地震等について正しい知識を備えるなど、自然災害に向き合いながら生きていく力を身に付けさせるため、子どもたちの成長段階に応じ、系統的な防災教育を推進します。
- ・ 教職員の防災に関する意識を高めるため、定期的に防災教育や防災管理に関する研修会を開催し、防災教育に関する指導力の向上を図ります。

### (4) 食に関心を持ち、元気な子どもの育成

- ・ 食に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて計画的に実施されるよう、食の指導に関する全体計画及び年間指導計画を整備し、学校給食と各教科との関連を図った指導の充実に努めます。
- ・ 宮城の食材や郷土料理、行事食を学校給食に取り入れ、生きた教材として活用することにより、宮城の食文化についての理解を深めます。
- ・ 農業・漁業体験、生産者との交流、収穫した野菜を使用した調理実習など、食に関する様々な体験や交流を通じた食育の推進を図ります。

### (5) 心身の健康を保つ学校保健の充実

- ・ 各学校において、児童生徒に対する健康診断、環境衛生検査、指導等に関する学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などと連携して学校保健の充実を図ります。

---

### 基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

---

発達障害を含め、障害のある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに、特別支援学校の狭隘化等への対応に努めます。

幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障害のある児童生徒等について、特別支援学校やさまざまな関係機関が連携して、当該在籍校等に対する相談・支援を行う体制を整備します。

障害のある子どもの社会参加のため、県民の理解促進や就労に向けた支援を推進します。

#### (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育（重点的取組5 P32～33）

- ・ 発達障害を含め障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の発達段階や障害に配慮した全校的な支援体制を構築するとともに、関係機関と連携し、幼稚園、小・中学校、高等学校等への専門的、技術的支援と教職員研修を充実し特別支援教育への理解促進及び指導力の向上を図ります。
- ・ 特別支援学校が、身近で信頼される特別支援教育のセンターとしての役割を担うよう、相談・支援機能の充実を図ります。
- ・ 特別支援学校における知的障害を有する児童生徒の増加等に対応した教育環境の整備に努めます。

#### (2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

- ・ 障害のある子どもの主体的な進路選択及び就労を支援するため、教職員研修の充実を図り専門性の高い人材を育成します。
- ・ 障害のある子どもが、自立した社会生活を送ることができるよう、地域の産業界及び労働、福祉、教育等関係機関が連携し、職業教育や就労支援の充実を図ります。

## 基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

教育をめぐる様々な課題に対応し、教育水準を向上させるため、採用、研修、評価、人事異動等の各段階を通じ、総合的に教員の指導力・資質の向上を図ります。

保護者、地域住民等の信頼を得ながら、家庭や地域社会と連携を進めるため、各学校ごとに、教育目標、教育活動計画と実施状況、教育成果の評価等を公開し、開かれた学校づくりを推進します。

少子高齢化、高度情報化、国際化等の進展や分権型社会の到来など、時代や社会の変化が急速に進む中、県立高校においては、「主体的に生き抜く力」、「人と関わる力」の育成に特に重点的に取り組むこととし、そのために必要となる授業展開、学校づくり、条件整備等を行っていきます。

また、子どもたちが安心して学べるように学習環境の充実に努めるとともに、私立学校の役割も踏まえ、私学への支援を行います。

### (1) 教員が学び続けるための体系的な研修（重点的取組6 P34～35）

- ・ 教員の資質の向上や学校として抱える課題に対応するため、教育活動の中で各校種間の連携強化を図るとともに各学校において校内研修を充実し、教員の指導力の向上を図ります。
- ・ 教職経験に応じて必要となる体系的な教員研修の更なる改善・充実に努めます。

### (2) 開かれた学校づくりの推進（重点的取組7 P36～37）

- ・ 学校の教育活動や学校運営の自律的、継続的な改善に資するため、学校評価などの充実に取り組み、家庭や地域住民が学校運営へ参画し、地域に開かれた学校づくりを進めます。
- ・ 専門的知識や技能を有する優れた社会人を活用し、学校の活性化を図ります。

### (3) 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システム

- ・ 教員採用選考の工夫・改善等の推進により、実践的指導力、豊かな人間性、教育への情熱を持った優れた教員の確保に取り組みます。
- ・ 教職員評価制度のさらなる改善を図り、教職員一人一人に自己能力の分析を促し、資質の向上と学校の活性化を図るとともに、教育実践等に顕著な成果を上げた教職員を表彰し、意欲の向上に取り組めます。

### (4) 教職員を支える環境づくりの推進

- ・ 学力の向上、心の教育の充実、特別支援教育の充実などの今日的な諸課題に対応できるよう、研修機能、研究機能及び相談・支援機能等を有する研修の中核施設の整備を推進します。
- ・ 教員が安心して職務に専念できるよう、学校業務の精選、見直しにより子どもと向き合う時間を確保するとともに、メンタルヘルス対策などの健康管理を計画的に行っていきます。

### (5) 県立高校の改革の推進

- ・ 社会で活躍するために必要となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させるとともに、知識を活用して課題を解決する力、良好な人間関係を構築する力を育成するため、習熟度別授業や少人数の授業展開等をはじめとする各種の取組を推進します。
- ・ 各地域における学科のバランスや学校規模、新しい学科の設置など、地域のニーズを踏まえた学校づくりを行うとともに、生徒数減少に連動した再編整備も視野に入れながら、効率的・効果的な施設整備を推進します。

### (6) 学習環境の整備充実

- ・ 児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して学べるよう、老朽化した県立学校の計画的な改修を進めるとともに、学校図書や情報教育機器などの教材教具の充実に努めます。
- ・ 大規模地震の発生に備え市町村立学校の早期の耐震化について市町村に働きかけを行います。
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生などに対し、奨学金制度や授業料・入学金の減免制度等による支援を行います。

### (7) 私学教育の振興

- ・ 私立学校の教育条件の維持向上並びに私立学校に通学する児童生徒等の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、私立学校の建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めていくため、助成を行います。

---

## 基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

---

家庭は教育の出発点であり、子どもの健全な育成の基盤であることから、家庭教育や子育てに関する情報や学習機会の提供、地域で支援する人材の養成等を通じて家庭の教育力の向上を図ります。

また、家庭・地域・学校がそれぞれの役割の重要性を認識し、相互に連携し支え合いながら、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めていきます。

### (1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり（重点的取組8 P38～39）

- ・ 家庭教育や子育てに関する情報提供や学習機会の提供により、親としての「学び」と「育ち」を支援します。
- ・ 保育所や幼稚園等で子育て相談や親子の交流の場を提供するとともに、地域で家庭教育・子育てを支援する人材の養成等を行います。
- ・ 企業等と連携し、仕事と家庭生活の調和が図られ、安心して育児ができるような環境づくりに取り組むとともに、社会全体で子どもの生活習慣の向上を支援する普及啓発活動や体制の整備を行います。

### (2) 地域と学校の協働による学校支援の仕組みづくり（重点的取組9 P40～41）

- ・ 協働教育を推進するための組織づくりやその活性化に関して市町村に支援や助言を行うとともに、協働教育を支える人材の育成や取組の普及を推進します。
- ・ 子どもの防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ・ 地域や関係機関と連携しながら、街頭指導や有害環境の浄化に向けた実態把握を行うとともに、地域住民主導による総合的な環境浄化活動を推進します。

### (3) 子どもたちの体験活動の推進

- ・ 幼児や大人など異なる世代との交流や地域の自然、生活等に触れあうことのできる社会体験活動、自然体験活動の充実を通じて、地域の環境や産業についての学びと豊かな心や社会性、自ら考え行動する力の育成を図ります。



## 基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

県民誰もが、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、県民のニーズに対応した学習機会の提供に努め、また、その成果を生かす機会を充実させるとともに、地域の教育資源となる人材の発掘、生涯学習指導者の育成や地域づくり活動のリーダーの育成に努めます。

また、文化芸術活動の担い手のすそ野を広げるため、特に青少年を対象に優れた芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、県民の創作・研究等の創造的な活動を支援するため、発表や交流の場を提供します。

誰もがスポーツに親しめるよう、スポーツ環境の充実に努め、いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる県民総スポーツ社会の実現に努めるとともに、国内上位・国際水準の競技スポーツ選手の育成を目指し、各年代層において計画的かつ継続的に選手の指導強化を図ります。

郷土の伝統的な文化芸術、文化財を県民共通の財産として、その保存・継承・発展を図り文化芸術による地域づくりを目指します。

### (1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進（重点的取組10 P42～43）

- ・ 個人や社会のニーズ等に応じた学習機会を充実し、その成果を地域に還元できるよう支援するとともに、社会教育施設における取組の推進により地域の教育力を強化します。
- ・ 青少年の文化芸術への参加・体験活動の充実や文化芸術活動の奨励等を通じて、地域文化の活性化を図ります。

### (2) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実（重点的取組11 P44～45）

- ・ 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康や体力の保持増進によって潤いと活力ある生活を実現するため、総合型地域スポーツクラブの支援や学校施設開放等によるスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充し、誰もが、どこでも、いつでも、いつまでもスポーツに親しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

### (3) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

- ・ 全国レベルの大会や国際大会で活躍できるよう、競技スポーツの選手育成・強化や支援体制の整備を進めます。
- ・ 全国大会、国際大会で優秀な成績を収めた選手・指導者の顕彰を行います。
- ・ 中長期的な視点に立って本県の競技スポーツの振興を支えていくため、県スポーツ施設の整備やスポーツ情報提供等の条件整備を進めます。

### (4) 文化財の保護と活用

- ・ 先人によって築かれ、大切に守られてきた文化遺産を、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、生涯学習や学校教育の場において、郷土の文化財を学び体感できる機会を充実させ、郷土の歴史等についての理解を深めながら、これを受け継いで行こうとする意識を高めます。



### 3 重点的取組

#### 1 確かな学力と自立する力の育成

(重点的取組 1) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長

(重点的取組 2) 小・中・高等学校を通じた「志<sup>こころざし</sup>教育」の推進

#### 2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

(重点的取組 3) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援

(重点的取組 4) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

#### 3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

(重点的取組 5) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

#### 4 信頼され魅力ある教育環境づくり

(重点的取組 6) 教員が学び続けるための体系的な研修

(重点的取組 7) 開かれた学校づくりの推進

#### 5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

(重点的取組 8) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり

(重点的取組 9) 地域と学校の協働による学校支援の仕組みづくり

#### 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

(重点的取組 10) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進

(重点的取組 11) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

重点的取組1

基礎的な学力の定着と活用する力の伸長

子どもたちが、高い志を抱いて希望する進路を実現していくためには、児童生徒一人一人が、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」を身につけることが重要です。宮城の未来を担う子どもたちが自らの可能性を最大限伸ばせるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携し、学力向上に取り組む必要があります。

そのため、校内研修の充実による教員の教科指導力の向上や児童生徒の学力状況の的確な把握に基づき、実態に即した指導方法・体制の整備を図り、基礎的な学力の確実な定着と思考力や判断力等の育成を図るとともに、家庭や地域と連携して基本的な生活習慣や学習習慣の定着に取り組んでいきます。

【主な取組】

■ 教員の教科指導力の向上

教員の教科指導力の向上を図るため、教職経験に応じた計画的な研修を実施するほか、各学校に対して指導主事が継続的・個別的に訪問し支援することなどにより校内研修の充実を図ります。さらに、本県児童生徒の実態に基づいて作成した各種指導資料の有効活用を図り、教員一人一人の指導力の向上を図ります。

■ 学習指導体制の改善

児童生徒一人一人の学習状況に適切に対応し、指導効果が得られるよう少人数による指導体制を充実したり、学習意欲を喚起するため優れた知識技能を持つ社会人を講師として活用するなど、学習指導体制の工夫・改善に努めます。

■ 小・中・高等学校の連携強化

入学後、学校になじめないために学力不振や不登校に陥る問題に対応し、小学校から高等学校までの12年間における学習を円滑に進めるため、小・中学校間及び中・高等学校間で教員が互いの学校の授業を参観したり、合同で研修会を行ったり、児童生徒が交流や授業を見学することなどによってスムーズな学校生活への移行を進めます。

■ 学力・学習状況の調査結果の活用

学力・学習状況の調査結果等を活用・分析し、市町村教育委員会や学校が活用できる指導資料を作成するとともに、研究指定校や教育研修センターにおける研究成果を指導資料として提供することにより各学校の指導力の向上に努めます。

■ 児童生徒の学習習慣の形成

家庭と学校の密接な連携により、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、児童生徒の実態に応じた家庭学習を課し、定着の度合いを確認することなどにより家庭における学習習慣の形成を支援します。

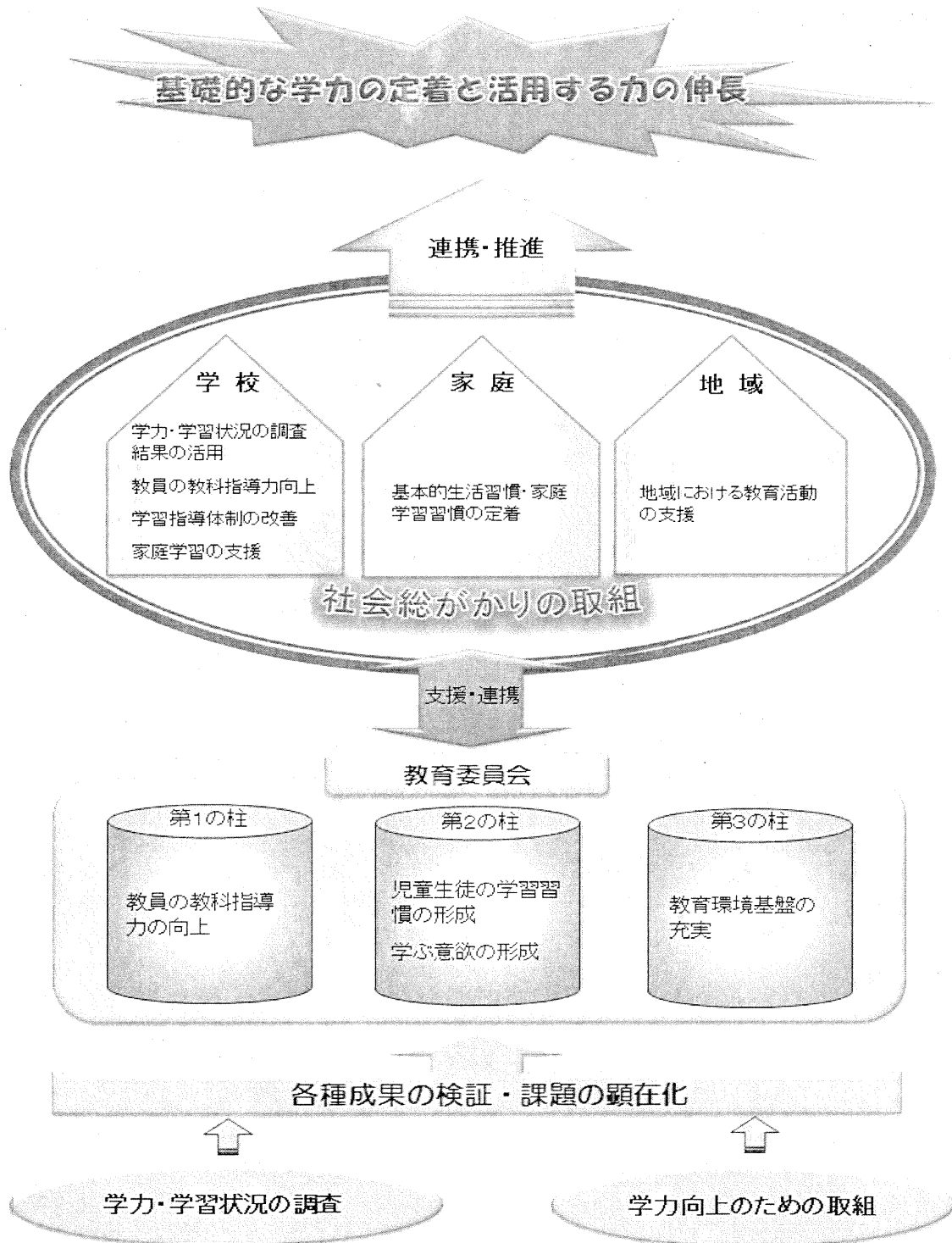
また、放課後や長期休業中に学校で自習できるように学習環境を整えます。

家庭では次のような取組が期待されます。

- 「はやね・はやおき・あさごはん」などの基本的な生活習慣を定着させる
- 親子で話し合っ<sup>て</sup>ノーテレビ・ノーゲームデー(タイム)を決める<sup>など</sup>として、家庭学習や家族のコミュニケーションを深める時間を確保する
- 子どもの好奇心を引き出すため、親子で様々な体験活動に取り組む
- 学習しやすい部屋の環境を整える

地域や企業では次のような取組が期待されます。

- 地域の学校における教育活動に参加・協力する
- 企業等は、ノー残業デーを設けるなど、家族だんらんがしやすい労働環境づくりに努める



重点的取組2

小・中・高等学校を通じた「志<sup>こころざし</sup>教育」の推進

教育の目的は、自立して生きるための能力を育成するとともに、社会を支える構成員として必要な態度を身に付けることにあります。子どもたちに対しては、自らの適性を理解し、目標を持って努力するよう促していく必要があります。そのため、卒業時における進路指導だけでなく、小・中・高等学校の全時期を通じて、勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚を促す教育を実施していきます。

こうした内容の教育は、従来一般的には「キャリア教育」と言われてきていますが、子どもたちがこれから生きていく社会の中で、その一員である自分がどのような役割や責任を果たすべきか、また果たせるかという観点を軸に、常に人間としての生き方を考えながら学びに向かうよう促す教育という意味を明確にするため、これを本県においては「志<sup>こころざし</sup>教育」と呼び、今後全県的に推進していきます。

「志<sup>こころざし</sup>教育」の実施に当たっては、様々な社会活動や仕事、職業等を体験することにより、学校で学ぶ知識と社会、職業との関連を実感させ、自ら学び、自ら考える態度を養います。また、多様な人間関係、集団、組織において、他者との関係を築きながら自らの役割を果たす体験とその達成を通じて得られる自己理解・他者理解の深化や充足感、有用感を契機として、自らの生き方・在り方についてより明確に考えられるよう促していきます。

【主な取組】

■ 「志<sup>こころざし</sup>教育」推進体制の整備

小学校から高等学校までの教育活動全体を通して「志<sup>こころざし</sup>教育」を推進するための実践的手法、専門知識及び技能の習得等により教員の専門性の向上を図るとともに、企業や地域等の学校外の資源を効果的に活用するための連携体制の構築を図ります。

■ 主体的な進路選択の支援

生徒の進路選択に向けて、起業教育、職場見学、インターンシップ、大学訪問等の職業や進路に関する啓発的な取組を行うことにより、勤労観・職業観を養うとともに、進路について十分な情報を提供し、主体的な進路選択を支援します。

■ 地域を担うものづくり人材の育成

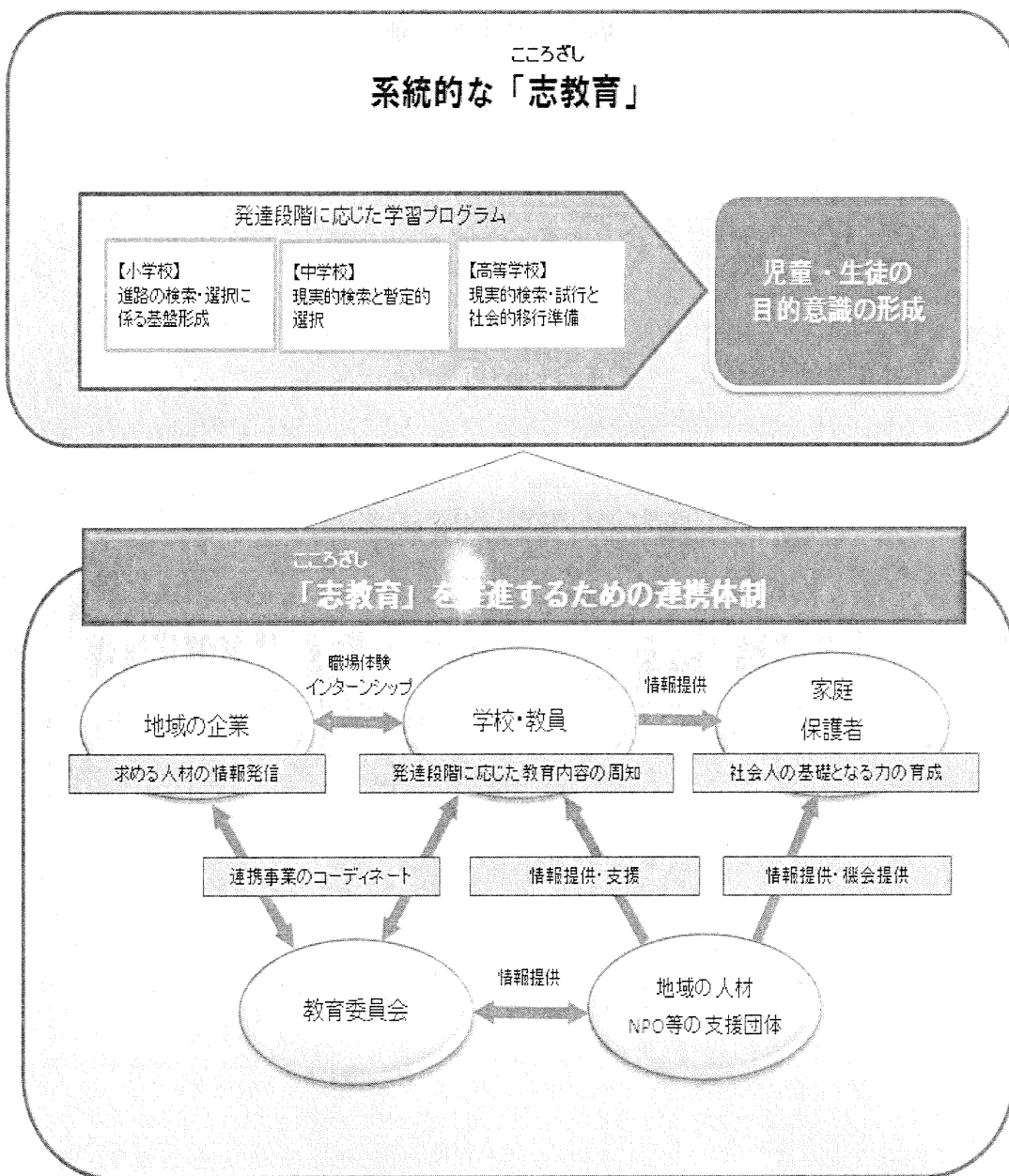
学校と地域産業の連携により実践的で高度な専門知識・技術・技能の習得を図り、ものづくりや食・くらしを支え、地域産業を担う専門的職業人を育成します。

家庭では次のような取組が期待されます。

- 子どもにあいさつや礼儀作法などを教える
- 家のお手伝いや地域活動への参加などを通じて働くことへの理解を深め、自立を促す
- 仕事や進路について親子で話し合ったり、親や身近な大人の働いている姿を子どもに見せる機会をつくる

地域・企業では次のような取組が期待されます。

- 企業等は、インターンシップや職業体験、職場見学等の体験実習を受け入れ、実施する
- 地域では、伝統行事や奉仕活動など子どもが体験により社会性を身につけることができるような行事を企画・実施する



重点的取組3

感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援

変化の激しい時代にあって、どのような状況においても自分自身を見失わず、強い心と志を持ち、多様な価値を認め合い、人々や自然との関わりを大切にしながら社会で生きていくための資質を身につけることが重要です。

このようなことから、集団活動を通じて、人との交流の大切さや思いやりの心を学び、倫理観や規範意識、公共のために尽くす心を育みます。また、様々な体験活動や読書体験、芸術文化に触れることなどを通じて、美しいものやすばらしいものに素直に感動する心を育て、かけがえのない生命への理解を深めていきます。

いじめや不登校は様々な背景や理由に起因しており、その解決のためには、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応が必要であるため、相談体制を充実させるとともに、学習支援を行うなど、児童生徒の登校へ向けた取り組みを進めていきます。

【主な取組】

■ 人との関わりを重視した学習の充実

様々な教科の学習、活動において、子ども同士及び教員等との「会話」や「触れ合い」の機会を取り入れ、お互いを理解し協力し合う態度を育てるとともに、コミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語活動を充実させるよう取り組んでいきます。

■ 道徳教育の充実

命を大切にする心や思いやりの心などを育むため、道徳の教材の開発と活用方法の工夫を図るとともに、道徳の時間や総合的な学習の時間などにおいて、計画的に体験活動を実施し、発達段階に応じた道徳教育の充実を図っていきます。

■ 多様な活動を通じた育成の推進

子どもの豊かな心や感性を育むため、芸術文化に触れる機会を充実していくとともに、音楽や絵画などの表現を伴う活動を行う機会の創出に努めていきます。

また、読書は、知識を広め心を豊かにする上で欠かせないものであり、朝の読書活動、図書館等を中心とした読書活動を展開し、子どもたちに読書の楽しさや面白さを広める活動を推進します。

■ 教育相談の充実

教職員の教育相談や生徒指導力向上のために専門的な研修の機会の充実を図るほか、専門的な知識を有するスクールカウンセラーを学校や教育事務所に配置し、相談体制の充実を図ります。また、小・中・高等学校等各学校間の連携組織づくりや教職員間の情報共有を行い、一貫した生徒指導に取り組めます。

■ 関係機関のネットワークの構築

学校、児童相談所、警察、司法機関等のネットワークを構築し情報交換や対応方策の充実を図り、悩みを抱える児童の早期発見と早期対応に取り組めます。

■ 登校支援体制の構築

各教育事務所に、登校に向けた支援を行う体制を整備するとともに、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村への配置を進め学校復帰に向けた支援を行います。また、県内の適応指導教室に相談員や学生ボランティアを派遣し、不登校など問題を抱える児童生徒の学習支援を行います。

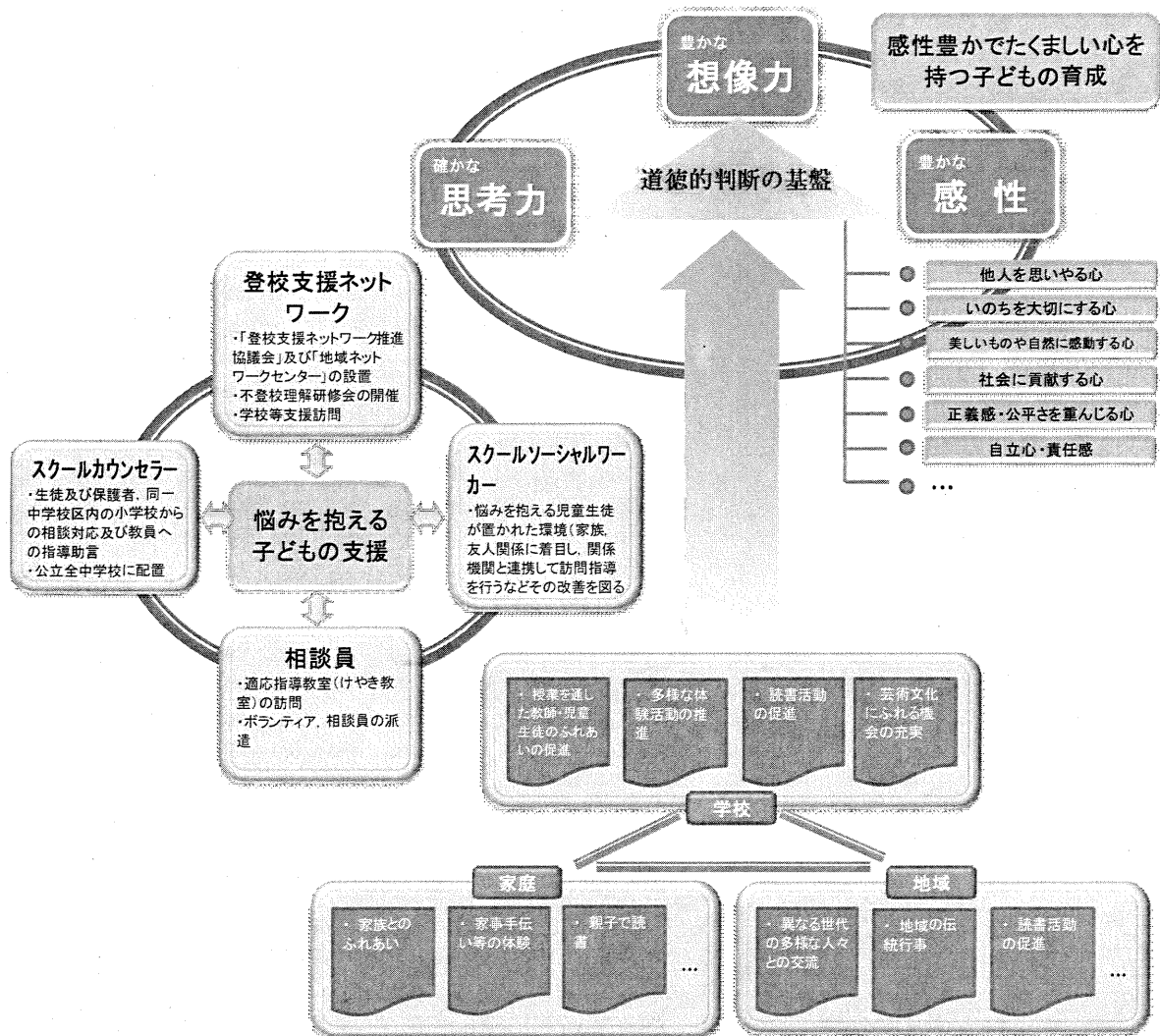


家庭では次のような取組が期待されます。

- 日常生活において共同作業を行うなど親子の会話や触れ合いの時間を確保することにより親子の絆を深める
- 子どもが読書の楽しさを発見できるよう、親子で読書に親しむ習慣づくりに取り組む
- 美術館観覧、音楽鑑賞、自然体験など、家族で感動や喜び、命を大切にする気持ちを共有する機会をつくる
- 大人が、周囲の人への尊敬や思いやりの気持ちを表す姿を子どもに見せていく
- 家族だけで悩まず、学校の相談窓口や地域の相談機関を活用する

地域では次のような取組が期待されます。

- 学校安全ボランティア、地域安全ボランティアなど地域が一体となって子どもたちを守り育てる活動に取り組む



重点的取組 4

健康な体づくりと体力・運動能力の向上

運動する子どもと運動しない子どもの二極化傾向や，子どもの体力が依然として低下傾向にある現状を受け止め，子どもの運動に対する関心，意欲を喚起し，運動することを通して肥満の解消など健康の保持増進と体力・運動能力の向上に取り組んでいきます。

このため，子どもたちに体を動かすことの楽しさを感じさせ，運動好きにしたり，自分の体力・運動能力に関心を持たせ，向上させようとする意識を高めるとともに，体を動かす習慣を身に付けさせながら，子どもたちの体力・運動能力の向上を目指します。

【主な取組】

■ 体育，保健体育，健康教育の充実

豊かで活力ある人生を送るために，生涯にわたる健康の保持増進が重要であるという意識を育み，自らの健康管理ができる実践的能力を養う教育を展開するとともに，体力・運動能力の向上に向けた学校体育の充実を図っていきます。

■ 体力向上につながるプログラムの開発

子どもがその成長段階に応じて，自然に体を動かすことの楽しさを発見したり，走る，跳ぶ，投げる，蹴るといった基本的技術を楽しく習得できるようなプログラムを開発し，その普及に努めていきます。

■ 児童生徒，家庭に向けた意識啓発

子どもの体力低下の原因を踏まえ，運動や健康維持の重要性，スポーツの楽しさなどを児童生徒と保護者に発信し，体力・運動能力の向上に対する意識を高揚させます。

■ 運動部活動の充実

運動部の活動は，子どもの体力向上に有効であることに加え，生徒の自主性や協調性，フェアプレー精神を育むなど教育的効果も大きいことから，生徒たちが興味関心のあるスポーツに取り組めるような体制の整備に努めます。

家庭では次のような取組が期待されます。

- 朝食きちんと摂ることや十分な睡眠を取るなど子どもの基本的な生活リズムを確立させる
- 親子で一緒に自然体験活動やスポーツ活動をするなど，子どもが体を動かす機会を確保する

地域では次のような取組が期待されます。

- 地域での自然体験活動やスポーツ活動などのプログラムの充実に取り組む

学校: 運動好きな子どもを育てる

体育の授業で

- ・運動することの楽しさを学ばせましょう。
- ・体を動かす機会を増やすような課題を考えましょう。

体育的行事で

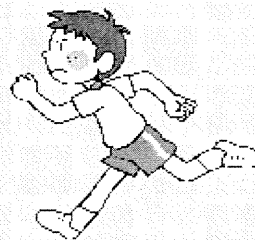
- ・気力や体力を向上させるプログラムを工夫しましょう。
- ・協力、競争、挑戦することを体験させ運動への意欲を高めましょう。

業間や放課後に

- ・様々なメニューを考案し、仲間と一緒に外遊びや運動をさせましょう。

その他

- ・総合的な学習の時間や特別活動を通して体力や運動能力について学ばせましょう。



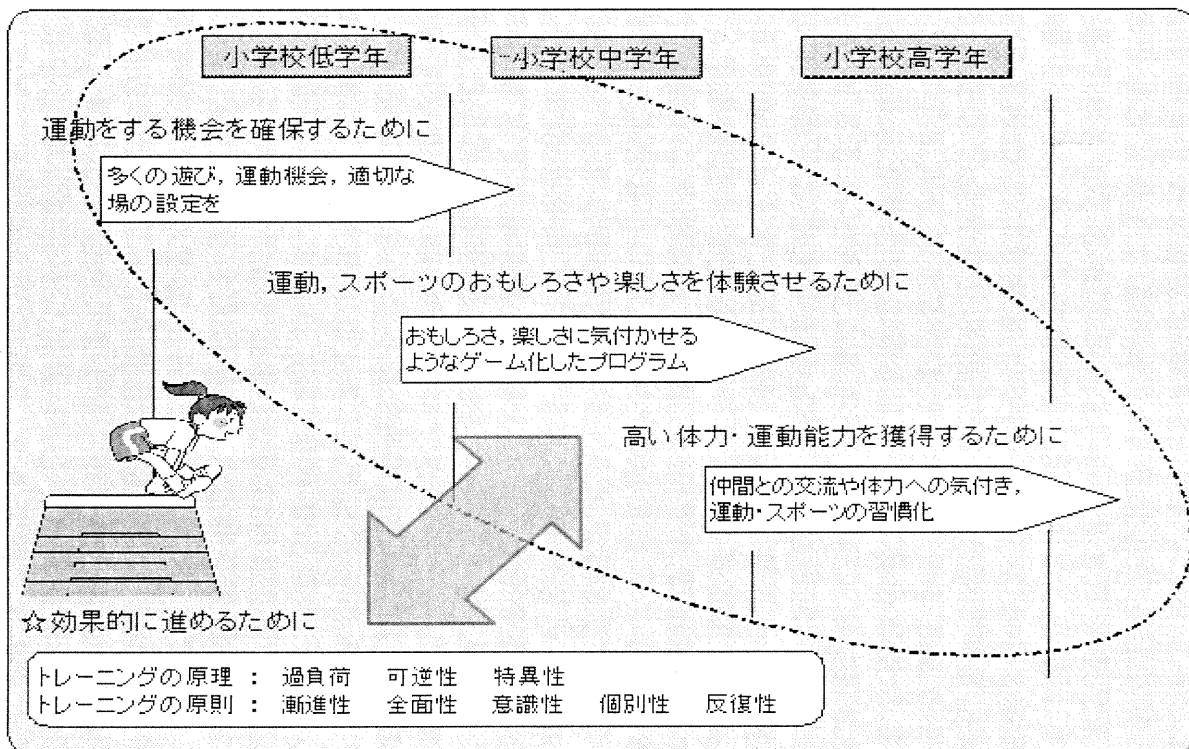
家庭: 運動をする習慣づくり

- ・子どもにスポーツや運動をする機会をつくり、体を動かす習慣を身に付けさせましょう。

地域: スポーツ活動の環境整備

- ・安全で安心して運動できるいろいろなスポーツ活動に参加できる場を用意しましょう。

小学校における発達段階別の体力づくりプログラムのポイント例



重点的取組5

一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を行うために、障害のある子どもも障害のない子どもも、本人や保護者の希望に応じて地域の学校で共に学ぶことのできるよう、特別支援教育に対する県民の理解促進や教員の資質向上に努めることが重要です。

特別支援学校のみならず、発達障害のある子どもを含めた特別な支援を必要とする子どもたちが在学するすべての幼稚園、小・中学校、高等学校等において、特別支援教育の一層の推進に向けた取組が必要です。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うほか、蓄積された専門的知識・技能を生かし、幼稚園、小・中学校、高等学校等の求めに応じて、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成への助言や援助を行うなど、特別支援教育のセンターとしての機能を充実させます。

【主な取組】

- 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成・活用による教育の充実  
発達障害を含め障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の発達段階や障害に配慮しながら全校的な支援体制を構築するとともに医療、福祉、労働など関係機関との連携による適切な指導及び必要な支援を計画的に行います。
- 交流及び共同学習の取組と理解促進  
障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるために、障害のない子どもや地域の人達と交流し、一緒に学びあう取組をすすめることにより、特別支援教育への理解を深めます。
- 教員の資質・専門性の向上  
障害のある児童生徒等に対する校内支援体制の中心となる特別支援教育コーディネーターを養成・配置するとともに、特別支援教育担当教員等の資質及び専門性の向上のための研修を行います。
- 特別支援学校のセンター的機能の充実  
特別支援学校が、医療や福祉、労働など地域における関係機関との連携を基盤として、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等や保護者にとって身近で信頼される特別支援教育のセンターとしての役割を担うよう、相談・支援機能の充実を図ります。
- 特別支援学校の教育環境整備の推進  
知的障害特別支援学校の狭隘化、障害の重度・重複化、多様化に対応した教育課程の編成等特別支援学校の諸課題に対応した、ハード・ソフト両面にわたる教育環境を整備します。

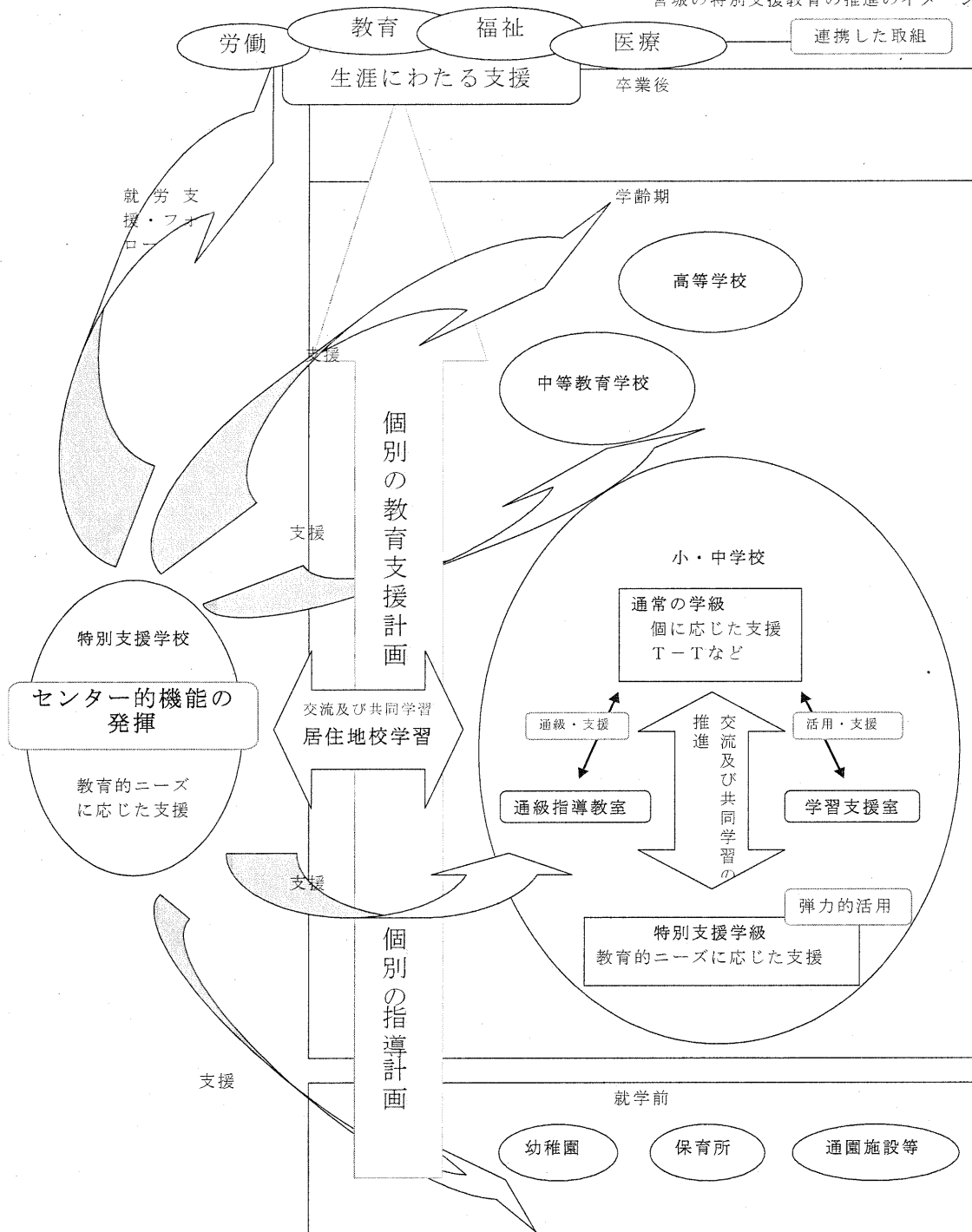
家庭では次のような取組が期待されます。

- 障害を早期に発見できるように、定期的な健康診断を受けるとともに、必要が生じた場合は、すぐに病院や相談機関に相談する
- 障害のある子どもの保護者は、学校と連携して、子どもの計画的な指導及び支援に取り組む

地域では次のような取組が期待されます。

- 特別支援学校の子どもと居住地の小・中学校の子どもの交流及び共同学習に必要な支援や協力を行う
- 企業・団体は関係機関と連携し、障害のある子どもの実習受け入れや採用に努める

宮城の特別支援教育の推進のイメージ



重点的取組6

教員が学び続けるための体系的な研修

学校を取りまく課題が複雑化、多様化している現状の中で、学校教育の水準向上を図るためには、激しい社会変化に応じた教育内容や教育方法の改善を踏まえた教員の資質・能力の向上、指導力の充実が最も重要です。

このことから、教員の資質・能力の向上と指導力の充実のための体系的な教員研修を実施するほか、校内研修・自己研鑽など教員の自主的な取組に対する支援を行っていきます。

【主な取組】

■ 校内研修の充実

「分かる授業」、「魅力ある授業」が実践できる教科指導力の向上を図るため、校内研修体制を強化します。校内研修では、学校現場での具体例に則した事例研究等を積み重ね、教員同士が互いに切磋琢磨しながら、的確な指導を主体的に行う実践力を高め、指導方法の改善、継承に努めます。また、大学や専門機関、地域の人材等の活用や幼稚園、小・中・高等学校等の連携強化など、校内外の資源を活用した研修の工夫改善や活性化を図りながらさらなる指導力の向上を図ります。

■ 教職経験に応じた研修の充実

初任教員に対し、実践的指導力の育成やコミュニケーション能力の向上のための研修を計画的かつ集中的に実施するとともに、教職経験に応じ、組織運営能力の育成、学校運営に関する企画立案能力の強化等、受講者のニーズや喫緊の教育課題に即応した研修内容の充実を図ります。

また、関係機関の緊密な連携の下、研修の評価検証を行うことにより、効果的な研修体系の更なる改善と充実を図ります。

■ 自己研鑽による資質の向上

教員は、その資質能力を高めるため絶えず自己研鑽に努めることが求められており、ホームページ等の活用により優れた実践の蓄積、継承、紹介を図ります。

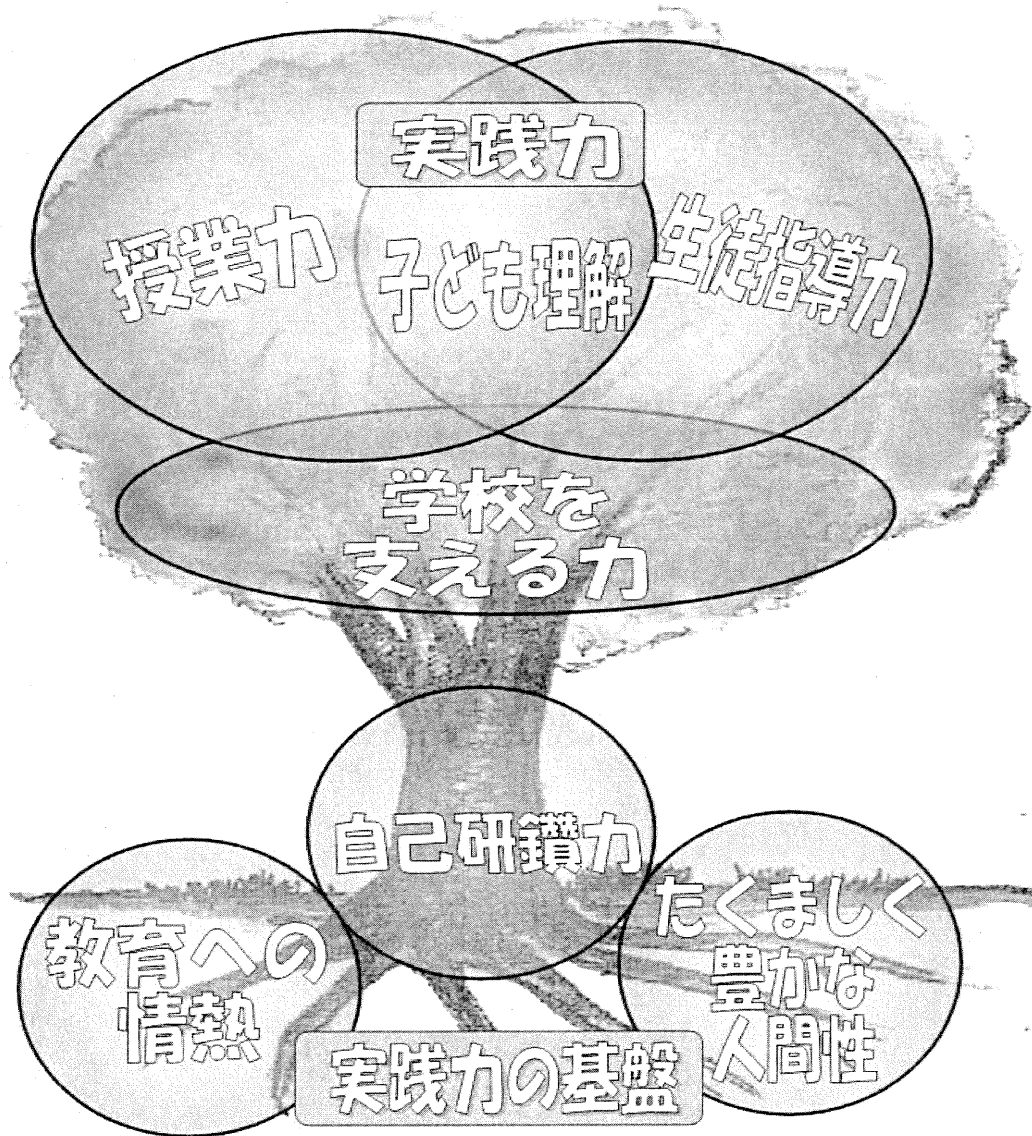
■ 課題を持つ教員への支援

学習指導や生徒指導等に課題を抱える教員に対し研修を通じて指導力向上のための支援を行います。

地域では次のような取組が期待されます。

- 学校の求めに応じて研修の場を提供したり、企業等が保有する施設、技術、知識等を教員研修に提供する

# みやぎの教員に求められる資質能力



けやき

説明：大地にどっしりと根ざし、大空に向かってそびえ立つ櫛（教員）は、しっかりとした根や太い幹に支えられて（実践力の基盤となる意欲・人間性等）、大きな枝を伸ばしたくさんの葉を茂らせる（学校の教育力を構成する実践力）大樹へと成長する。

重点的取組7

開かれた学校づくりの推進

多様化、複雑化する教育課題に対応するため、学校は、家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子どもたちの成長を支えていくことが求められています。このため学校は、学校運営の状況について自己評価を行い、その結果を保護者などに積極的に情報提供することを通じて説明責任を果たすことなどにより、地域に開かれた魅力ある学校づくりを図っていきます。

【主な取組】

■ 学校の自己評価と学校関係者評価の実施

すべての公立学校において、学校評価を適切に実施するとともに、評価結果を保護者や地域住民等に公表すること及び設置者に報告することで、開かれた信頼される学校づくりをさらに進め、教育内容及び教育環境の質的向上に活かします。

■ 学校評議員制度の積極的活用

教育委員会から委嘱を受けた学校評議員が校長の求めに応じて意見や助言を行う学校評議員制度を活用し、地域住民等による学校運営への参画を進めます。

■ 外部人材の活用の促進

専門的知識や技能を有する優れた社会人を講師として活用し、教育活動の幅を広げるとともに学校の活性化を図ります。

■ 学校から家庭・地域への発信

保護者のみならず広く地域住民に対して学校だよりの配付やホームページにより情報提供を行ったり、授業を公開するなどして学校の教育活動を明らかにし、家庭と地域から理解や支援を得るよう努めます。

家庭では次のような取組が期待されます。

- 保護者は、学校評価制度や学校行事等に参加することにより、学校とともに教育活動の改善に取り組む

地域では次のような取組が期待されます。

- 地域住民は、学校の教育活動や行事等に参加・協力し、交流を深める



開かれた学校づくりの推進

